

# 様式 1

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		特定非営利活動法人合併の認証
根拠条例・規則名		特定非営利活動促進法 さいたま市特定非営利活動促進法施行条例、施行細則
条 項		法第 3 4 条 条例第 8 条 細則第 1 5 条
所 管 部 課		市民局 市民生活部 市民協働推進課 (電話：048-813-6404)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	以下の法令等に規定する要件から総合的に判断する。  ● 特定非営利活動促進法第 3 4 条 ● さいたま市特定非営利活動促進法施行条令第 8 条 ● さいたま市特定非営利活動促進法施行細則第 1 5 条
	設定等年月日	平成 24 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	5 5 日
	設定等年月日	平成 29 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		